

生物多様性の保全及び  
野生鳥獣の保護管理について

令和5年11月

環境部 自然鳥獣共生課

## 《目 次》

|  |    |
|--|----|
| <b>I 生物多様性保全の総合的推進</b>                 |    |
| 1 「生物多様性ひょうご戦略」の改定に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3  |
| 2 兵庫県版レッドデータブックの改訂・・・・・・・・・・・・・・・・     | 3  |
| 3 多様な主体による参画と協働・・・・・・・・・・・・・・・・        | 4  |
| <b>II 外来生物対策の推進</b>                    |    |
| 1 兵庫県版ブラックリストの作成・公開・・・・・・・・・・・・・・・・    | 6  |
| 2 兵庫県外来生物対策協議会による防除対策・・・・・・・・・・・・・・・・  | 6  |
| <b>III 自然公園の保全及び利用促進</b>               |    |
| 1 自然公園地域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・            | 9  |
| 2 自然公園の保全・・・・・・・・・・・・・・・・              | 9  |
| 3 自然公園の利用促進及び施設の老朽化対策・・・・・・・・・・・・・・・・  | 9  |
| <b>IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進</b>             |    |
| 1 「兵庫県第13次鳥獣保護管理事業計画」等の推進・・・・・・・・      | 11 |
| 2 野生動物による被害の状況・・・・・・・・・・・・・・・・         | 12 |
| 3 獣種ごとの被害防止対策〔個体数管理・被害管理〕・・・・・・・・      | 13 |
| 4 集落での被害防止対策〔被害管理〕・・・・・・・・・・・・・・・・     | 18 |
| 5 野生動物の生息地の保全〔生息地管理〕・・・・・・・・・・・・・・・・   | 19 |
| 6 狩猟の適正化及び狩猟者の確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・・    | 19 |
| 7 野生動物の感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・           | 20 |
| 8 鳥獣保護思想の普及・・・・・・・・・・・・・・・・            | 21 |

# I 生物多様性保全の総合的推進



## 1 「生物多様性ひょうご戦略」の改定に向けて

「生物多様性ひょうご戦略」は、前回(平成30年度)の改定から5年を迎える中、COP15(生物多様性条約第15回締約国会議/R4.12開催)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえて環境省が策定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」をはじめ、国内外の社会情勢の変化や新たな環境課題に的確に対応するため、現在、環境審議会自然環境部会において、令和6年度中の戦略改定に向けて協議を進めている。

## 2 兵庫県版レッドデータブックの改訂

貴重な野生生物や地形・地質、自然景観などの保全を目的に作成した「兵庫県版レッドデータブック」では、最新の情報に基づき、18の分類ごとに絶滅のおそれのある野生生物など(レッドリスト)を概ね10年ごとに順次改訂するほか、随時追加やランクの変更を行っている。

令和4年度には昆虫類の改訂が完了し、5年度からは鳥類の改訂に取り組んでいる。



ウスイロヒョウモンモドキ (Aランク)

### ◇「兵庫県版レッドデータブック」分野別・ランク別掲載数一覧

| 区分    |          | 絶滅 | 野生絶滅 | A   | B   | C   | 要注目 | 地域限定貴重種 | 要調査 | 計     |
|-------|----------|----|------|-----|-----|-----|-----|---------|-----|-------|
| 脊椎動物  | 哺乳類      | 1  | —    | 5   | —   | —   | 3   | —       | 9   | 18    |
|       | 鳥類       | 1  | —    | 21  | 64  | 25  | 17  | —       | 25  | 153   |
|       | 爬虫類      | —  | —    | 1   | 1   | 3   | 3   | —       | 1   | 9     |
|       | 両生類      | —  | —    | 4   | 6   | 7   | 1   | —       | —   | 18    |
|       | 魚類       | 2  | —    | 18  | 8   | 9   | 2   | 1       | 16  | 56    |
| 無脊椎動物 | 昆虫類      | 8  | —    | 40  | 53  | 69  | 58  | —       | 53  | 281   |
|       | クモ類      | —  | —    | 9   | 6   | 10  | 1   | —       | 15  | 41    |
|       | 貝類       | 3  | —    | 79  | 38  | 25  | 7   | 1       | —   | 153   |
|       | その他無脊椎動物 | —  | —    | 14  | 26  | 21  | —   | —       | 4   | 65    |
| 植物    | 維管束植物    | 33 | 4    | 309 | 224 | 195 | —   | —       | 44  | 809   |
|       | 蘚苔類      | 1  | —    | 62  | 29  | 50  | —   | —       | 0   | 142   |
|       | 藻類       | —  | —    | 16  | 10  | 7   | —   | 11      | 3   | 47    |
|       | 菌類       | —  | —    | 4   | 11  | —   | 16  | —       | 13  | 44    |
| 植物群落  | —        | —  | 77   | 114 | 314 | 50  | —   | —       | 555 |       |
| 地形    | —        | —  | 19   | 38  | 43  | —   | —   | —       | 100 |       |
| 地質    | —        | —  | 32   | 73  | 57  | 14  | —   | —       | 176 |       |
| 自然景観  | —        | —  | 10   | 75  | 124 | 19  | —   | —       | 228 |       |
| 生態系   | —        | —  | 23   | 23  | 25  | —   | —   | —       | 71  |       |
| 計     |          | 49 | 4    | 743 | 799 | 984 | 191 | 13      | 183 | 2,966 |

(注) 兵庫県版レッドリストのランクについて

- ① 絶滅：県内での生息の可能性がないと考えられる種
- ② 野生絶滅：絶滅ランクのうち、人工飼育の例がある種
- ③ Aランク：環境省レッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類に相当、県内で絶滅の危機に瀕している種など緊急の保全対策が必要な種
- ④ Bランク：環境省レッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類に相当、県内での絶滅の危機が増大している種
- ⑤ Cランク：環境省レッドデータブックの準絶滅危惧に相当、県内で存続基盤が脆弱な種
- ⑥ 要注目種：近年減少が著しい種
- ⑦ 地域限定貴重種：県内全域では貴重とまではいえないが、特定の地域ではA～C、要注目のランクに相当していると思われる種
- ⑧ 要調査種：評価するに足るデータはないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種

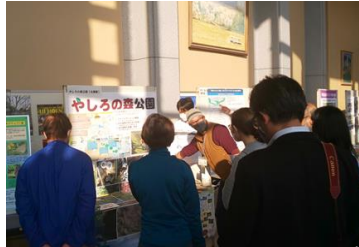
### 3 多様な主体による参画と協働

#### (1) ひょうごの生物多様性保全プロジェクトの推進

NPOなどが実施する生物多様性保全の取組のうち、モデルとなる活動を「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」として選定し(R5年3月末:104件)、①活動内容の幅広い情報発信を通じた県民や企業の参加促進、②選定団体の活動発表会を開催し、ネットワーク化や個々の活動のレベルアップ、③「生物多様性ひょうご基金」による助成(R5:19団体)を行っている。

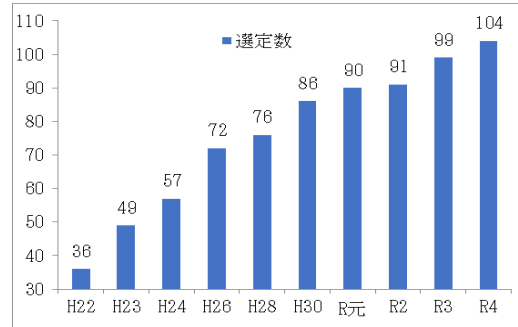


「林田にタガメの里をつくる会」の活動風景



プロジェクト団体による活動発表(R4.11)

プロジェクト選定件数



#### ◇選定プロジェクト例

| 区分                 | 選定数 | 活動の一例   | 主な活動場所 |
|--------------------|-----|---|--------|
| 希少種の保全             | 36  | 絶滅危惧種保全活動及び「六甲山渦が森」における生物多様性に富んだ森づくり<br>(神戸における生物多様性保全会～住友ゴム工業㈱～) | 神戸市    |
|                    |     | ギフチョウの生息できる里山の保全<br>(加古川の里山・ギフチョウ・ネット)                            | 加古川市   |
| 水辺環境の保全(外来生物駆除を含む) | 22  | 篠山城跡の生態系の保全再生<br>(農都ささやま外来生物対策協議会)                                | 丹波篠山市  |
|                    |     | やしろの森公園「ため池」再生プロジェクト<br>(やしろの森公園協会)                               | 加東市    |
| 地域生態系の保全・再生        | 39  | 昆陽池公園における野鳥継続観察と市民への普及啓発<br>(昆陽池公園野鳥観察グループ「チームK」)                 | 伊丹市    |
|                    |     | 川・池の水再生と地域の水草再生事業<br>(NPO法人三木自然愛好研究会)                             | 三木市    |
|                    |     | 柳谷の lindou 群落の保護及び川西市の lindou 調査<br>(川西自然教室)                      | 川西市    |
|                    |     | 「水でつながる明石の自然」の調査及び保全、整備<br>(エコウイングあかし自然グループ)                      | 明石市    |
|                    |     | 宍粟市生物と共存するまちづくり事業<br>(NPO法人WOOD NOTE)                             | 宍粟市    |
| 生物生息・生育環境の創出       | 7   | 円山川下流域におけるコウノトリの生息環境づくり<br>(コウノトリ湿地ネット)                           | 豊岡市    |
| 合計                 | 104 |   |        |

#### 生物多様性ひょうご基金について

- ・ 選定プロジェクトへの活動助成に向けた寄付や、活動に参加いただける企業を常時募集している。
- ・ いただいた寄付金は(公財)ひょうご環境創造協会に設置している「生物多様性ひょうご基金」に受入れ、プロジェクト団体へ助成している。



基金への寄付感謝状贈呈式(R5.8)(イオングループ2社)

## (2) 貴重で豊かな生態系の保全・再生

### ア 上山高原における魅力向上・情報発信

イヌワシなど貴重な野生生物が生息する上山高原では、地域住民から成るNPOや新温泉町、県で構成する「上山高原エコミュージアム運営協議会」がススキ草原（県版レッドリスト：Bランク）やブナ林の復元等の自然再生や自然観察会の開催などに取り組んでいる。



上山高原でのモデルツアーの試行(R5.10)

今年度からは、さらに地域資源の価値を掘り起こして魅力向上に繋げるため、既存イベントのブラッシュアップや新たなイベント企画、情報発信の改善などについて芸術文化観光専門職大学等と連携した取組を進めている。

### イ 但馬イヌワシ・エイドプロジェクト

イヌワシは文化財保護法の「天然記念物」及び種の保存法の「国内希少野生動植物種」に指定され、県版レッドリストでAランクに位置づけている絶滅危惧種であるが、県内のつがいは2ペア（扇ノ山、氷ノ山）のみで、いずれのメスも高齢のため、繁殖可能な時期があと数年のみとなっている。



このため、地元NPOや専門家などと連携して、餌場の確保に向けた対策に取り組んでいる。

- ① シカ柵の設置により、イヌワシの餌となるノウサギが食する下草の保全
- ② イヌワシの狩り場を整備するための灌木林の伐採
- ③ ふるさと寄附金を活用した保全活動（ササ原の手刈り等）

\* 令和5年4月、氷ノ山のペアで3年ぶりにヒナが誕生、6月上旬に巣立ちが確認された。

## (3) 生物多様性配慮指針の普及

県や市町、企業が実施する工事等において配慮すべき事項をまとめた「生物多様性配慮指針」を公表、各主体における活用の普及に取り組んでいる。

◇生物多様性配慮指針掲載事例数(令和5年10月現在)

| 区分  | 河川 | 道路 | 港湾/海岸 | 森林 | 農用地 | ため池 | 合計  |
|-----|----|----|-------|----|-----|-----|-----|
| 事例数 | 27 | 21 | 19    | 25 | 19  | 15  | 126 |

## (4) 生物多様性アドバイザーの活用推進

自然環境や動植物、生態系等に精通した専門家、学識者等を生物多様性アドバイザー(34人)に登録し、行政や企業・NPO・市民グループ等からの環境保全活動等に関する相談に対して助言を行っている。

◇生物多様性アドバイザーへの主な相談内容(令和4年度実績)

| 相談者     | 件数 | 主な内容                              |
|---------|----|-----------------------------------|
| 行政      | 42 | 材サシヨウワオの保護、コウノトリの営巣対策、照葉樹林の管理方法 等 |
| 企業      | 8  | 事業所内の自然環境保全、カワモズク類の保全 等           |
| 市民グループ等 | 4  | 植物の同定、エドヒガンの保全、ウメノキゴケの駆除 等        |
| 合計      | 54 |                                   |

## (5) 自然保護指導員による助言・啓発

自然に関する豊富な知識と熱意を有する者を自然保護指導員(31人)に委嘱し、自然環境の保全と適正な利用について県民への助言・啓発を行うほか、生物多様性に係る研修会への参加を通じて資質向上に努めている。

## II 外来生物対策の推進



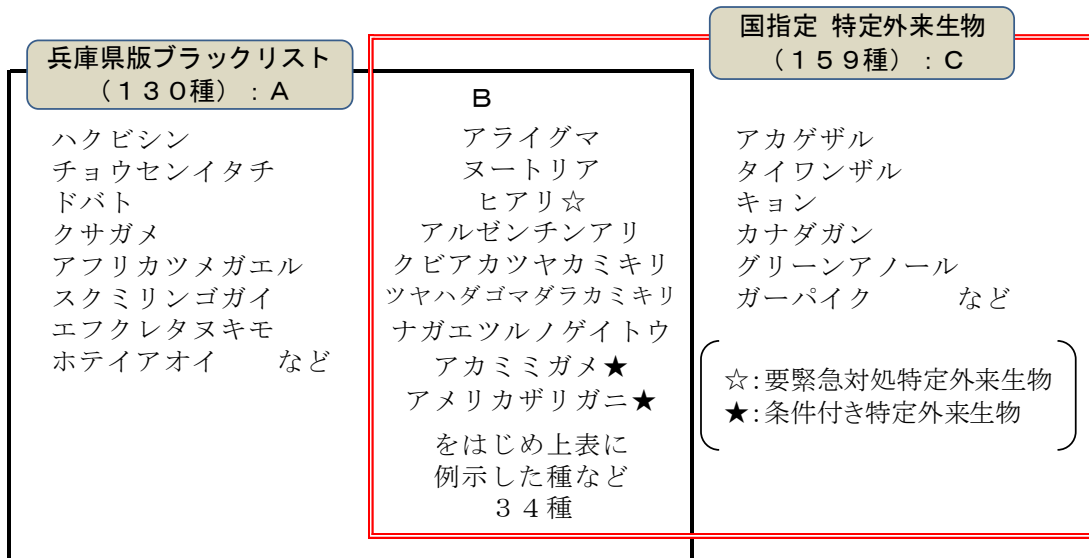
### 1 兵庫県版ブラックリストの作成・公開

県内の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物のリスト(ブラックリスト)を作成・公開し、県民、事業者や県・市町の関係部局等への注意喚起を図っている。

◇ブラックリスト選定状況(令和5年10月現在)

| 区分        | 分類群 | 哺乳類 | 鳥類 | 爬虫類 | 両生類 | 魚類 | 昆虫類 | クモ類<br>サソリ類 | 甲殻類 | 貝類 | その他<br>無脊椎<br>動物 | 維管束<br>植物 | 合計  |
|-----------|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-------------|-----|----|------------------|-----------|-----|
| ブラックリスト選定 |     | 13  | 6  | 5   | 3   | 10 | 12  | 3           | 5   | 11 | 2                | 60        | 130 |
| うち特定外来生物  |     | 3   | 1  | 2   | 1   | 4  | 6   | 2           | 1   | 1  | 0                | 13        | 34  |
| 参考：特定外来   |     | 25  | 7  | 22  | 15  | 26 | 27  | 7           | 6   | 4  | 1                | 19        | 159 |

アライグマ、ヌートリア、タイワシリス、ソウシヨウ、ガミツガメ、アカミミガメ、ウシガエル、ブルギル等、セアゴケ、クモ等、アメリカザリガニ、カハバリガイ、ヒアリ、アルゼンチンアリ、クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ等、カエツルゲイトウ等



### 外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)について

- ◆ 外来生物法は、海外から持ち込まれた外来生物によって、生態系、人の生命・健康、農林水産業などに被害が生じるのを防ぐことを目的としている。
- ◆ 特に問題を引き起こす外来生物を「特定外来生物」に指定し、飼養、栽培、保管、運搬、輸入等の取扱いを規制するとともに、防除することなどを規定。
- ◆ なお、特に強毒を持つヒアリは令和4年11月「要緊急対処特定外来生物」に指定され、国が直接防除対策にあたっている。
- ◆ また、アカミミガメとアメリカザリガニが令和5年6月から「条件付き特定外来生物」に指定。他の特定外来生物と異なり、飼育や無償譲渡は可能だが、販売や放出等は禁止される。



アカミミガメ



アメリカザリガニ

### 2 兵庫県外来生物対策協議会による防除対策

県、ひょうご環境創造協会、兵庫県自然保護協会で構成する協議会のもと、アライグマ・ヌートリア、外来昆虫及び外来植物などの種ごと・生息地域ごとに防除体制をとり、市町、関係団体、専門家等との情報共有を図るとともに、早期発見・早期防除に取り組んでいる。



(1) 特定外来生物 [アライグマ・ヌートリア] 対策の推進

ア 市町への支援

アライグマ・ヌートリアによる農業被害や生活環境被害が発生していることから、市町防除実施計画に基づき市町が実施する捕獲・搬入・処分等を支援し、地域での防除を推進している。



(捕獲目標) アライグマ=7,000頭、ヌートリア=1,000頭

◇アライグマ・ヌートリアの捕獲頭数と農業被害額

| 区 分           |       | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     |
|---------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 捕獲数<br>(頭)    | アライグマ | 6,418  | 6,204  | 7,652  | 8,385  | 8,563  |
|               | ヌートリア | 762    | 1,065  | 952    | 1,008  | 1,226  |
| 農業被害額<br>(千円) | アライグマ | 54,909 | 49,613 | 43,226 | 48,753 | 52,361 |
|               | ヌートリア | 10,868 | 5,344  | 8,874  | 6,372  | 9,402  |

◇市町経費に対する支援内容 (負担割合: 市町特別交付税1/2、県1/4、市町1/4)

| 捕獲・搬入・殺処分支援   | わな等購入支援                           |
|---------------|-----------------------------------|
| 捕 獲: 3,000円/頭 | 汎用わな: 19,000円/基 (専用わな: 47,600円/基) |
| 搬 入: 1,000円/頭 | 処分箱: 54,000円/基 電殺器: 48,600円/基     |
| 殺処分: 3,000円/頭 | 冷凍庫: 33,600円/台                    |

イ 捕獲強化の取組





森林動物研究センターと連携して、捕獲に有効な電気柵・専用わなの開発・普及や農業ハウスでの実証試験などを通じて、農業者や市町担当者の捕獲技術の向上に努めている。



「筒形トリガー」に前肢を入れエサをとろうとしているアライグマ  
(写真: 森林動物研究センター)

(2) 特定外来生物 [外来昆虫] 対策の推進

伊丹などに生息するアルゼンチンアリや、昨年度県内で初めて侵入が確認されたクビアカツヤカミキリは、繁殖力が非常に強く、生態系や生活環境、農業などに深刻な被害を及ぼすことから、特に重点的に防除対策を進めている。

| アルゼンチンアリ   | クビアカツヤカミキリ  |
|--|---|
| <p><b>【侵入確認】</b><br/>伊丹市内 (大阪国際空港及び周辺)<br/>尼崎市内 (南東部)<br/>神戸市内 (中央区ほか)</p>   | <p><b>【侵入確認】</b><br/>明石市 (石ヶ谷公園)<br/>芦屋市 (サクラ並木、公園等)<br/>神戸市北・西・灘区 (サクラ並木、スモモ園等)<br/>西宮市 (生瀬武庫川公園)<br/>※ 成虫の現認のほか、フラス(注)採取によるPCR検査陽性による確認を含む<br/>(注)フラス: 幼虫のフンと木くずが混ざったもの</p>   |
| <p><b>【特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国16都府県で確認</li> <li>・2.5~3mmの小型アリ。ヒアリのような毒はないが、多女王制で、繁殖力が非常に強く、建物内に容易に侵入</li> <li>・衛生害虫となるほか、在来アリの駆逐、電気系統の故障原因となる。</li> </ul>  | <p><b>【特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国13都府県で確認 (近隣では大阪、奈良、和歌山、徳島)</li> <li>・体長2.5~4cm、全体的に光沢がある黒色で、胸部(首の部分)が赤色</li> <li>・サクラやウメ、モモなどの主にバラ科の樹木に寄生、幼虫が木の内部を食い荒らし枯死させる。</li> </ul>    |

|  |   |
|--|---|
| (アルゼンチンアリ)   | (クビアカツヤカミキリ)  |
| <b>【主な対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策検討会を設置、防除対策を協議</li> <li>・専門家と現地での分布調査を実施</li> <li>・ベイト剤（毒餌）設置や薬剤散布</li> <li>・コンクリートの隙間をシリコン充填</li> <li>・地域住民を対象にした防除セミナー</li> <li>・市町担当等を対象にした防除講習会 等</li> </ul> | <b>【主な対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策検討会を設置、防除対策を協議</li> <li>・専門家と現地での分布調査を実施</li> <li>・フラス発生樹木への防除ネット巻付け、薬剤注入、被害木の伐採・伐根</li> <li>・住民・周辺自治体等への注意喚起</li> <li>・防除対策マニュアルの作成・普及啓発</li> <li>・農林水産部と連携した現地調査 等</li> </ul> |

この他、ツヤハダゴマダラカミキリ（R5.9月特定外来生物に指定）が令和3年頃六甲アイランドに侵入したとみられており、街路樹などに被害が発生している。現在、神戸市や周辺市と連携して、分布調査や被害状況の情報共有を図り、薬剤散布や伐採などの防除対策の検討を進めている。



ツヤハダゴマダラカミキリ（左）の食害を受けたアキニレ（右）

### (3) 特定外来生物〔外来植物〕対策の推進

東播磨、淡路、神戸・阪神地域などで確認されている特定外来植物ナガエツルノゲイトウについて、早期防除や定着阻止に向けた対策を市町や関係団体、専門家などと緊密に連携・協力して取り組んでいる。



水面に繁茂するナガエツルノゲイトウ

#### 【特徴】

- ・凄まじい繁殖力・再生力で、茎や根の小さな断片からも再生可能。
- ・水生植物であるが乾燥に非常に強く、耐塩性もあり、陸上や海浜でも生育。
- ・大量に繁茂すると、排水溝や農業用水路を詰まらせるなど、水流を阻害。
- ・田畑で繁茂すると、作物を覆い、生育不良が生じる。
- ・ため池等の水面を覆い尽くすため、水質の悪化や在来種の生息環境を奪う。

#### 【主な対策】

対策検討会の設置による防除対策の協議、専門家派遣による防除指導、緊急防除資材（遮光シート、オイルフェンス等）の支援、防除後のモニタリング、防除技術講習会の開催、周辺住民への注意喚起・通報協力、防除作業への県民への参加協力の呼びかけ 等

(参考) 洲本市五色町の本田池（閉鎖性の高い比較的小規模なため池）の事例

令和2年頃に侵入、水面の大半をマット状に覆うほど繁茂していたが、専門家の指導のもとに地元管理者と関係機関が連携して、3年度から約3年かけて防除に取り組んだ結果、現在はかなり生育が抑えられている。



防除前：マット状に繁茂（R3）



刈り取り作業



遮光シートの設置



現在の本田池（R5）



### Ⅲ 自然公園の保全及び利用促進



#### 1 自然公園地域の指定

優れた自然の風景地を保護するとともに、休養や環境学習等の利用に役立てるため、自然公園法により環境大臣が国立公園及び国定公園を、兵庫県立自然公園条例により知事が県立自然公園を指定している。

これらの公園面積は県土の約20%を占めている。



雪彦峰山県立自然公園 (S38.5 指定)

#### ◇自然公園の指定状況（令和5年10月現在）

| 公園区分   | 箇所 | 面積(ha)  | 自然公園の名称   |
|--------|----|---------|---|
| 国立公園   | 2  | 19,524  | ◇瀬戸内海(六甲地域・淡路地域・西播地域)<br>◇山陰海岸  |
| 国定公園   | 1  | 25,200  | ◇氷ノ山後山那岐山   |
| 県立自然公園 | 11 | 121,357 | ◇多紀連山 ◇猪名川溪谷 ◇清水東条湖立杭<br>◇朝来群山 ◇音水ちくさ ◇但馬山岳<br>◇西播丘陵 ◇出石糸井 ◇播磨中部丘陵<br>◇雪彦峰山 ◇笠形山千ヶ峰 |
| 計      | 14 | 166,081 |   |

#### 2 自然公園の保全

国定公園及び県立自然公園における携帯電話基地局等工作物の新築等について、特別保護地区・特別地域（特に景観に配慮すべき地域）においては許可、普通地域では届出の審査により、風致景観の保護を図っている。

#### ◇許可等の件数（令和4年度実績）

（単位：件）

| 地域     | 対応   | 国定公園 | 県立自然公園 | 計  |
|--------|------|------|--------|----|
| 特別保護地区 | 許可申請 | 0    | 0      | 0  |
| 特別地域   | 許可申請 | 24   | 35     | 59 |
| 普通地域   | 届出   | 1    | 9      | 10 |

#### 3 自然公園の利用促進及び施設の老朽化対策

##### (1) 自然公園におけるふれあい施設の提供

県が整備した自然体験の拠点となるふれあい施設において、自然や見どころなどの紹介や休憩の場を提供し、自然公園の利用促進を図っている。

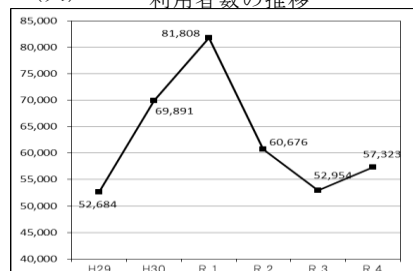
##### 【六甲山ビクターセンター】

瀬戸内海国立公園(神戸市)



六甲山の歴史や自然などの魅力をパネルや「六甲山自然体験シアター」で体感しながら学ぶことができる。

(人) 利用者数の推移



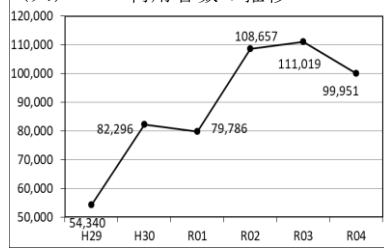
##### 【とのみね自然交流館】

雪彦峰山県立自然公園(神河町)



ススキ草原や湿原など貴重な砥峰高原の保管理や野外活動、自然体験の拠点としての役割を担っている。

(人) 利用者数の推移



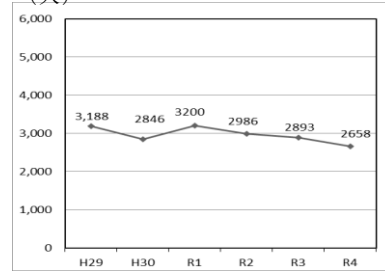
##### 【黒川自然公園センター】

朝来群山県立自然公園(朝来市)



朝来群山中に生息する動植物・昆虫を学べる環境学習施設であり、パソコン図鑑を使って生態を調べることができる。

(人) 利用者数の推移



### 【黒川自然公園センターの朝来市への無償譲渡に向けて】

朝来市から県に対して、オオサンショウウオをはじめとした生物多様性保全のための拠点施設とするため、黒川自然公園センターを譲り受けたい旨の申し出があり、齋藤知事から無償譲渡に係る同意の表明が行われた（R5.10.13）。

今後、令和5年度中に無償譲渡を行い、リニューアル工事の後、同市の施設としてオープン予定。



施設の無償譲渡で合意した  
藤岡市長と齋藤知事

## (2) 施設の老朽化対策

県民利用の快適性、安全性を確保するため、自然公園内にあるふれあい施設や野営場、トイレ、看板・標識など施設の老朽化対策を適切に行っている。

また、2府7県にまたがる近畿自然歩道は、県内で4ルート64コース（約580km）を案内しており、標識等の更新・修繕を行うとともに、姫路市ほか9市町に草刈、軽微な補修、トイレの維持管理を委託している。



近畿自然歩道総合案内標識  
畑法華口バス停付近の更新（加古川市）

### 【国立公園における清掃活動】

環境省・県・市町・兵庫県自然公園美化推進協議会（事務局：自然鳥獣共生課）が協力し、海岸、道路、公園、キャンプ場など公共の場所で清掃活動を実施。

◇活動地区

瀬戸内海（六甲山、赤穂御崎、慶野松原、鳴門岬、由良・三熊山）

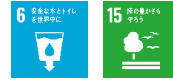
山陰海岸（竹野、香住、浜坂）

◇令和4年度実績：ゴミ回収量499.5t、清掃活動実績1,989人



成ヶ島（由良）の清掃活動

## IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進



### 1 「兵庫県第13次鳥獣保護管理事業計画」等の推進

本県は、瀬戸内海から日本海まで変化に富んだ自然環境に恵まれており、鳥類 367 種、獣類 45 種が生息する豊かな生態系を構成している。

しかし、近年、一部の野生鳥獣の生息数の増加や生息範囲の拡大などにより、農林水産業や地域住民の精神被害等が発生しているほか、食害による森林の下層植生の消失など生物多様性への影響が生じている。

このため、令和 4 年 3 月に策定した「兵庫県第 13 次鳥獣保護管理事業計画」等に基づき、市町との連携のもと、森林動物研究センターの研究成果を活かした「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を総合的・計画的に推進する野生動物の保護管理（ワイルドライフ・マネジメント）を行っている。

| 第 13 次鳥獣保護管理事業計画（計画期間：令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月）                        |   |
|---|---|
| <b>主な内容</b> (1) 鳥獣捕獲許可の基準・考え方<br>(2) 鳥獣保護区等の指定及び管理<br>(3) 特定計画の作成 等 |   |
| 第 2 種特定鳥獣管理計画（計画期間：令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月）                           |   |
| 第 3 期ニホンジカ管理計画  | 農業被害の被害防止、下層植生衰退の進行防止、スギ幼齢林の食害リスクの軽減、「目撃効率*1.0 以下」となる個体数管理    |
| 第 3 期イノシシ管理計画   | 農業被害の半減、生息密度の低減、人身被害や生活環境被害の解消                                |
| 第 3 期ニホンザル管理計画  | 人身被害の防止、農業被害・生活被害の減少、現存する群れの適正な維持、被害地域の拡大抑制                   |
| 第 2 期ツキノワグマ管理計画   | 人身被害ゼロ、人の生活圏への出没防止、「東中国地域個体群」及び「近畿北部地域個体群西側」の推定生息数 400 頭以上の維持 |

※目撃効率：狩猟者 1 人が 1 日に目撃するシカの頭数

#### 【個体数管理】

わなによる捕獲



(神河町)

#### 【被害管理】

獣害防護柵の設置



(豊岡市)

#### 【生息地管理】

野生動物共生林整備



(姫路市)

狩 猟：狩猟免許所持者が狩猟期間に、法定猟法により狩猟鳥獣（鳥類 26 種、獣類 20 種）を捕獲する行為

有害捕獲：農林水産業、生活環境被害等の防止を目的に、県や市町等から許可を受けた者が、許可された内容（対象鳥獣、場所、期間、猟法、捕獲数）で捕獲する行為



## 2 野生動物による被害の状況

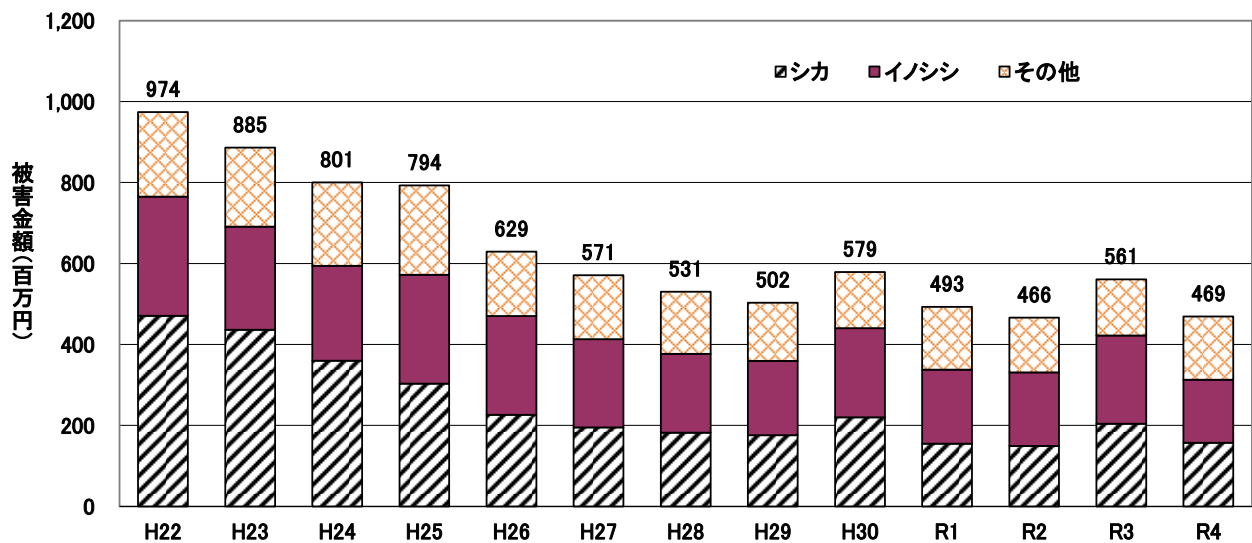
### (1) 農林業被害

令和4年度の農林業被害額は、対策の効果もあり4億69百万円とピーク時の平成22年度の9億74百万円の半分程度となり、減少傾向にある。

鳥獣別では、シカ（1億57百万円、前年比47百万円減）とイノシシ（1億56百万円、前年比62百万円減）が67%を占めており、営農意欲の減退や耕作放棄の要因となるなど、数字に現われる以上に深刻な影響を及ぼしている。

また、近年の小雪等に伴う野生動物の生息範囲の拡大、狩猟者の高齢化等に起因する捕獲圧の低下により、地域（但馬北西部など）によっては生息数や被害が拡大している。

野生鳥獣による農林業被害額の推移



### (2) 人的被害

クマやサルが集落内にも出没し、人身被害のほか、不意の遭遇への恐怖や威嚇を受けるなどの精神的被害が発生している。

また、六甲山周辺の住宅地では、餌付け等により人慣れしたイノシシが出没し、人身事故や生活被害が発生している。



集落に出没したサル  
(丹波篠山市)

神戸市内でのイノシシの人身被害等

| 年度       | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人身被害 (件) | 13  | 4   | 4   | 2   | 6   | 1   |
| 苦情件数 (件) | 356 | 492 | 402 | 326 | 613 | 280 |

### (3) 生物多様性への影響

但馬、西播磨や淡路島の一部地域では、シカが木の皮や下草を食害することにより、立木の枯損や下層植生の消失による土壌流出、昆虫の減少等の生態系被害が発生している。



シカ食害により下層植生が衰退した森林  
(上郡町)



### 3 獣種ごとの被害防止対策〔個体数管理・被害管理〕

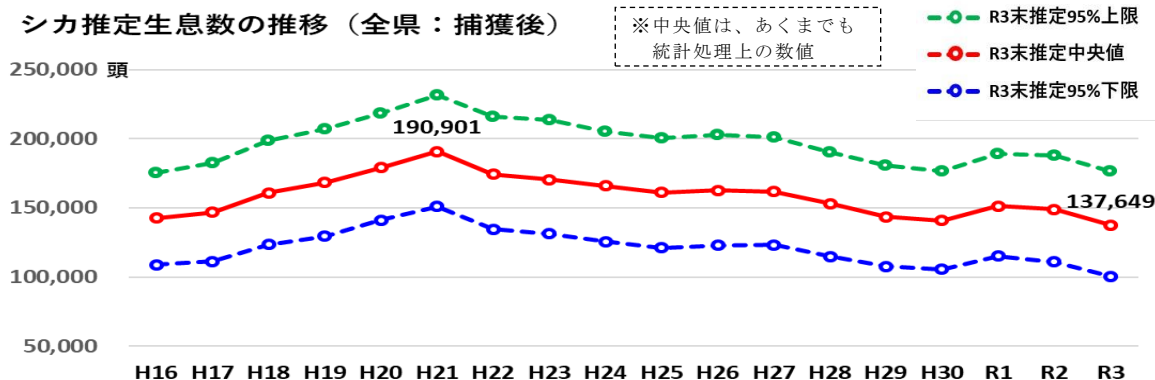
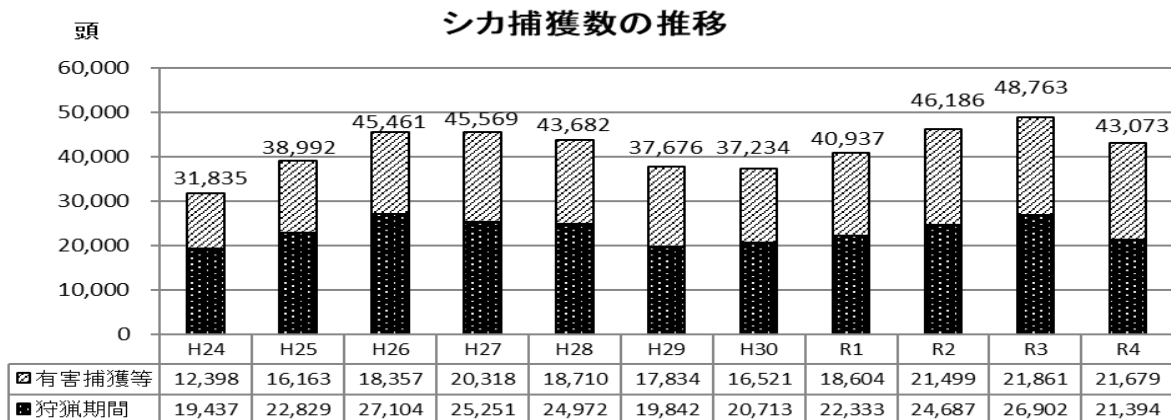
#### (1) シカ対策

##### ア 個体数管理（年間捕獲目標 46,000 頭）

農林業被害が軽微となるシカ生息密度をめざし、有害や狩猟での捕獲報償金制度や ICT 技術を備えた大型捕獲オリの導入等により捕獲を進めている。

また、生息密度が高く、捕獲が困難な高標高地域等では、県が委託した民間捕獲事業者による捕獲も実施している。

さらに、生息域の分散、拡大等により捕獲効率が低下し、捕獲目標に達していない市町もあることから、市町等と連携し引き続き捕獲強化に取り組む。



#### 【令和4年度のシカ捕獲状況】

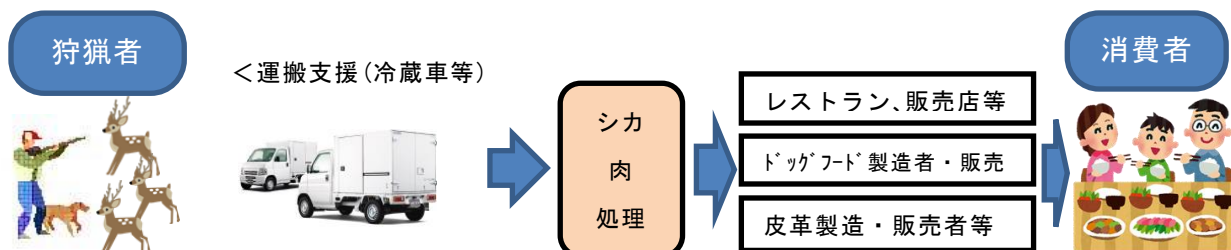
◆特交：特別交付税措置（国補助残の80%を措置）

| 対策名  |                                    | 捕獲目標<br>(捕獲実績)       | 内容等<br>(国、県、市町等の負担割合)  |
|------|------------------------------------|----------------------|--|
| 有害捕獲 | シカ有害捕獲専任班支援事業<br>(報償金 24,000 円/頭)  | 1,500 頭<br>(839)     | 銃の技能に秀でた狩猟者の捕獲専任班による銃捕獲 (国:7千円、特交:13.6千円、県:1.7千円、市町:1.7千円)   |
|      | シカ有害捕獲促進支援事業<br>(報償金 16,000 円/頭)   | 6,000 頭<br>(2,711)   | 銃による有害捕獲 (国:7千円、特交:7.2千円、県:0.9千円、市町:0.9千円)                   |
|      | 一般有害捕獲<br>(報償金 8,000 円/頭)          | 15,000 頭<br>(18,129) | わなによる有害捕獲 (国:7千円、特交:0.8千円、県:0.1千円、市町:0.1千円)                  |
|      | ◎捕獲専門家チームによる捕獲<br>(報償金 24,000 円/頭) | 1,000頭<br>(0)        | 市町の要請により県が捕獲専門家を派遣して銃捕獲 (国:9千円、特交:12千円、県:0千円、市町:3千円)         |
| 狩猟   | 狩猟期シカ捕獲拡大事業等<br>(報償金 7,000 円/頭)    | 22,500 頭<br>(21,394) | 狩猟者による銃・わな捕獲〔狩猟期間 11/15～3/15〕<br>(特交:5.6千円、県:0.7千円、市町:0.7千円) |
| 計    |                                    | 46,000 頭<br>(43,073) |  |

## イ “シカ丸ごと1頭” 活用の促進

捕獲したシカを、食用やペットフードなどの地域資源としての有効活用を図るため、市町、猟友会等と連携し、①処理加工施設の整備や、②処理加工施設への搬入・回収経費、③運搬に使用する冷凍・冷蔵車の導入支援を進めている。

また、令和元年度から、県内の処理施設を巡回し、余った肉・皮・角等を回収し、必要としている施設やレストラン等へ供給する取組も進めている。



### シカ等処理加工施設でのシカ処理頭数

| 区 分                           | H29 年度             | H30 年度             | R 元年度              | R2 年                | R3 年                | R4 年                |
|-------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 処理加工施設での処理頭数<br>(捕獲数に対する処理割合) | 4,755 頭<br>(12.6%) | 6,580 頭<br>(17.7%) | 8,367 頭<br>(20.4%) | 10,203 頭<br>(22.1%) | 12,918 頭<br>(26.5%) | 12,615 頭<br>(29.3%) |
| 処理頭数目標                        | 6,000 頭            | 7,000 頭            | 8,000 頭            | 9,000 頭             | 9,000 頭             | 10,000 頭            |

### ひょうごジビエの普及啓発

毎月の <sup>鹿(ロク)</sup>6日、<sup>シシ(4×4)</sup>16日、<sup>シカ</sup>第4火曜日を「ひょうごジビエの日」と定め、イベント開催やレストラン等と協力したジビエに親しめる場を提供している。

また、メダカのコタロー劇団とのコラボにより、野生動物との共生を目指すヒーロー「ジビエマン」が、子供たちに、鳥獣被害の現状、野生動物との共生、ジビエの良さを伝えるため、県関連イベント等で普及啓発を行っている。

さらに、ジビエ料理コンテストの開催(R2～)や、学校給食での試食機会の提供など、ジビエに親しむきっかけ作りに取り組んでいる。



R4 ジビエ料理コンテストの最優秀作品  
「鹿肉のひつまぶし」

### ひょうごニホンジカ推進ネットワークによるシカ肉の需要拡大

猟友会、シカ肉処理加工施設、レストラン等で構成(H27.5設立、R5.4月現在47団体)され、全県・地域イベントでのシカ肉の魅力PRをはじめ、令和5年2月開催の文鹿祭(生田神社・神戸市中央区)では、シカを活用した料理、食品、革製品等の展示・PRにより、新たな需要の掘り起こしを図っている。

#### 【その他の活動内容】

- ・全県イベント(兵庫県民農林漁業祭)
- ・パンフレット・ホームページによるPR活動



「文鹿祭」の様子

## (2) イノシシ対策

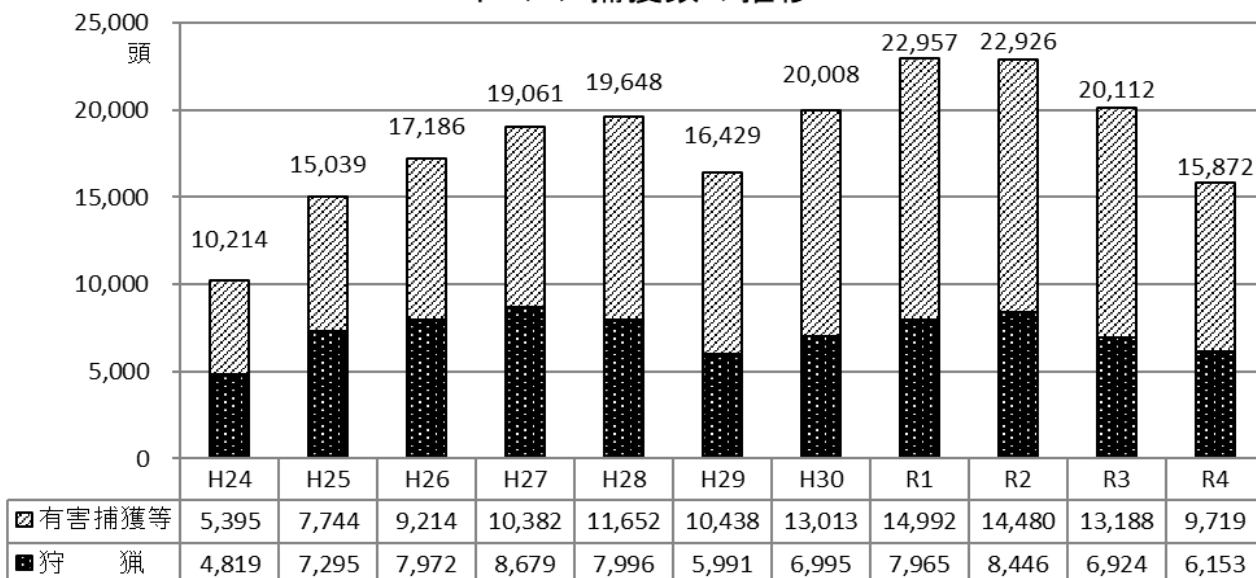
農業被害が最も大きいイノシシの捕獲目標を令和2年度から25,000頭に拡大し、有害捕獲を促進するとともに、被害集落へ効率的・効果的な捕獲技術の指導、狩猟期の捕獲報償金制度の活用等、捕獲体制を強化している。

また、人身事故等の生活被害が発生している六甲山山麓の市街地周辺では、イノシシ緊急対策協力員の配備や、加害個体の捕獲やわなの見回り活動等の経費を支援している。

### 【令和4年度のイノシシ捕獲状況】 ◆特交：特別交付税措置（国補助残の80%を措置）

| 対策名  |                                   | 捕獲目標<br>(捕獲実績)       | 内容等<br>(国、県、市町等の負担割合)   |
|------|-----------------------------------|----------------------|---|
| 有害捕獲 | 一般有害捕獲<br>(報償金 8,000 円/頭)         | 14,500 頭<br>(9,719)  | わな等による有害捕獲<br>(国:7千円、特交:0.8千円、県:0.1千円、市町:0.1千円)               |
|      | 捕獲専門家チーム<br>(報償金 24,000 円/頭)      | 500頭<br>(0)          | 専門家派遣チームを編成して銃による有害捕獲<br>(国:9千円、特交:12千円、県:0千円、市町:3千円)         |
| 狩猟   | 狩猟期イノシシ捕獲拡大事業等<br>(報償金 7,000 円/頭) | 10,000 頭<br>(6,153)  | 狩猟者による銃・わな捕獲 [狩猟期間 11/15~3/15]<br>(特交:5.6千円、県:0.7千円、市町:0.7千円) |
| 計    |                                   | 25,000 頭<br>(15,872) |   |

### イノシシ捕獲数の推移



### 指定管理鳥獣捕獲等事業（平成26年5月の鳥獣保護管理法の改正により創設）

深刻な農林業被害や生態系への影響を及ぼしているイノシシ、シカを環境大臣が指定管理鳥獣に定め、生息密度が高く、狩猟や有害捕獲等での捕獲実績の低い地域などにおいて、県が直接捕獲を実施している。

令和4年度は、生息密度が高く、高標高地域等で捕獲実績の低い氷ノ山（養父市）、三川山（香美町）、香美町・新温泉町の沿岸地域及び鳥取県境地域（新温泉町）でシカ629頭、イノシシ8頭を捕獲し、令和5年度は新たに照来川流域地域（新温泉町）を加え、シカ463頭(R5.10末時点)を捕獲している。

### (3) ツキノワグマ対策

平成初期に個体数が減少し、絶滅も危惧されていたが、平成8年度からの狩猟禁止や学習放獣等の保護対策を進めた結果、絶滅のおそれがないレベルまで個体数が回復した。その一方で、集落周辺での出没件数の増加が危惧されており、人身事故も発生している。



集落周辺ゾーンで捕獲されたクマ（豊岡市）

出没対策の強化を図るため、平成29年度から新たにゾーニングを行い、集落ゾーンにおける柿などの誘引物の除去や集落周辺ゾーンでの有害捕獲の強化、クマの生息ゾーンでの広葉樹林の育成などの取組を進めている。

また、隣接府県にまたがって生息するクマ個体群（東中国地域個体群、近畿北部地域個体群西側）の適正管理を行うため、京都府、岡山県、鳥取県、兵庫県が「近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会」を設立し、広域保護管理指針に基づいた管理を行っている。

令和5年1月の生息数推定の結果、中央値で東中国地域個体群は859頭、近畿北部地域個体群西側は769頭となり、東中国地域個体群については、管理計画で定める狩猟禁止の解除基準（個体群毎に800頭以上）を満たしたことから、令和5年度は1か月間（11/15～12/14）に限定した解除を行う。一方、解除基準を満たしていない近畿北部地域個体群西側については、狩猟禁止の解除は行わない。

#### ア 捕獲の推移

| 年度                  | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5               |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------------|
| 有害捕獲数               | 60  | 120 | 53  | 57  | 37  | 21 <sup>※1</sup> |
| 狩猟捕獲数               | 5   | 0   | -   | -   | 2   | -                |
| 推定生息数 <sup>※2</sup> | 870 | 897 | 834 | 795 | 797 | 859              |
| (令和5年1月時点)          | 753 | 759 | 738 | 761 | 750 | 769              |

※1 R5年度は9月末時点

※2 上段は東中国地域個体群、下段は近畿北部地域個体群西側

#### イ 推定生息数と保護管理の考え方

| 推定生息数            | 狩猟の可否 | ゾーニングごとの被害リスク管理方針                     |                                      |                               |
|------------------|-------|---------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|
|                  |       | クマの生息ゾーン                              | 集落周辺ゾーン                              | 集落ゾーン                         |
| 400頭未満           | 否     | 有害捕獲は実施しない<br>※ただし、人身事故の加害個体等は有害捕獲を実施 | 入山者への注意喚起、情報提供                       | 誘引物の除去、電気柵等での防除、追い払い、住民への注意喚起 |
| 400頭以上<br>800頭未満 |       |                                       | バッファゾーンの整備、藪等の刈り払い等                  | 有害捕獲を実施<br>※捕獲個体は、学習放獣        |
| 800頭以上           | 可     |                                       | 有害捕獲を実施<br>(H29から強化)<br>※捕獲個体は、原則殺処分 | 有害捕獲を実施<br>※捕獲個体は、原則殺処分       |

#### ウ クマが出没しにくい集落環境整備

集落や集落周辺ゾーンでは、誘引物となる放置された柿の実やゴミ等の除去、クマの隠れ場所となる雑草地の刈り払いなどの出没予防対策を進めている。



### 堅果類（ドングリ類）の豊凶とクマの目撃・痕跡及び人身被害件数

クマの目撃・痕跡件数は、コナラやブナ等の堅果類（ドングリ類）の豊凶により増減している。豊凶調査結果は、ホームページ等で情報提供している。

| 年 度                | H22   | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5 <sup>※1</sup> |
|--------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------------|
| 目撃・痕跡件数            | 1,623 | 497 | 978 | 490 | 638 | 787 | 520 | 589 | 509 | 268              |
| 人身被害 <sup>※2</sup> | 4     | 0   | 3   | 2   | 0   | 2   | 2   | 2   | 0   | 0                |
| 有害捕獲               | 101   | 18  | 29  | 34  | 60  | 120 | 53  | 57  | 37  | 21               |
| 錯誤捕獲               | 109   | 49  | 128 | 72  | 76  | 86  | 50  | 73  | 57  | 27               |
| 堅果類の豊凶             | 凶     | 豊   | 凶   | 豊   | 並   | 凶   | 凶   | 並   | 並   | 凶                |

※1 R5年度は9月末現在

※2 H8年度以降 人身被害27件

#### (4) ニホンザル対策

県下のサルは、餌付け群を含めて15～16群が6地域9市町に分布しており、生息数は全体で914頭（野生386頭、餌付け528頭）と推定されているが、地域個体群はそれぞれ孤立しており、地域的な絶滅が危惧されている一方、農業被害や人家侵入などの生活環境被害を発生させている。

このため、人との棲み分けをめざして、地域個体群ごとにきめ細かな管理を進めている。

##### ア 地域個体群の個体数管理

地域個体群の安定的維持と被害の軽減を図るため、地域個体群の動向と加害状況をモニタリングしつつ、加害レベルや地域の実情にあった加害個体の捕獲、追い払い等の対策を進めており、令和4年度は有害捕獲により、77頭捕獲した。

特に、淡路の餌付け個体群は2～3群で431頭となっており、適切な個体数となるように、市や餌付け者と調整しながら対応している。

##### イ 推定生息数と捕獲数の推移

| 年度       | H29 | H30 | R1    | R2  | R3  | R4  |
|----------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| 推定生息数    | 945 | 950 | 1,000 | 960 | 949 | 914 |
| 有害捕獲数(頭) | 87  | 122 | 72    | 76  | 64  | 77  |

##### ウ 被害対策

サルを集落に出没させないため、追い払い犬の育成、サルが登りにくい防護柵の整備等を進めている。

また、群れに電波発信機を装着して行動を把握し、集落への出沒状況を受信して、住民に知らせるサル監視員の設置により、サル被害に強い地域づくりを進めている。



## (5) カワウ対策

県内には、7千羽近くのカワウが生息しており、アユ稚魚の食害や集団で樹木をねぐらにすることによる樹木の立ち枯れ等を発生させている。

このため、有害捕獲、狩猟により562羽を令和4年度に捕獲し、内水面漁連や専門家、関係市町で構成する「兵庫県カワウ被害対策協議会(H29年8月設立)」での協議や関西地域カワウ広域管理計画を踏まえ、高性能空気銃等による捕獲、市町が行う擬卵置換による繁殖抑制、ねぐらとなる樹木の伐採への支援等、被害軽減に向けた総合的な取組を進めている。

現在、カワウ管理計画(計画期間:令和6年4月~令和9年3月)の策定に向け、県環境審議会鳥獣部会において審議中である。

### ア 推定生息数と捕獲数の推移

| 年度           | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 推定生息数(12月調査) | 6,779 | 6,625 | 6,839 | 6,664 | 6,802 | 7,129 |
| 捕獲合計(羽)      | 240   | 186   | 492   | 573   | 625   | 562   |
| 有害捕獲(羽)      | 109   | 120   | 327   | 472   | 502   | 425   |
| 狩猟捕獲(羽)      | 131   | 66    | 165   | 101   | 123   | 137   |

#### 但馬地域での銃による捕獲

円山川の豊岡市西芝コロニーを中心に、岸田川、矢田川での銃による捕獲を実施し、337羽を捕獲(R4年度)した。



アユを食べる  
カワウ

写真提供

全国内水面漁業  
協同組合連合会

## 4 集落での被害防止対策〔被害管理〕

### (1) 集落での被害対策推進

集落被害対策を進めるため、侵入防護柵の設置や管理の指導、獣類を寄せ付けないための誘因物の除去指導、捕獲指導など、一体的な支援を展開している。

#### ア 集落支援

##### (ア) 被害カルテ・処方箋の策定支援

市町が被害集落に対して、民間の専門家を派遣し、集落の実情に応じた被害対策(集落毎の被害・対策をカルテ化、対策の実践を支援)を支援している。

##### (イ) 環境整備支援

野生動物の潜み場となる藪や灌木等の伐採や放任果樹の除去等を実施し、集落に野生動物を寄せ付けない取組を支援している。

##### (ウ) 森林動物研究センター等による捕獲支援

各集落に設置した現地アドバイザーがわなを仕掛ける場所、餌付け方法等を現地指導し捕獲技術向上による被害対策を進めている。

#### 捕獲支援取組み実績

| 区分       | R4  |
|----------|-----|
| 取組集落(集落) | 35  |
| 捕獲数(頭)   | 352 |

※捕獲数はカ・イシ・アライグマ等の合計

#### イ 獣害対策チームによる集落支援

農林(水産)振興事務所に設置した獣害対策チームが、重点指導集落を選定のうへ、森林動物研究センター研究員・森林動物専門員からの指導・助言を受けながら、市町と連携して被害対策のコーディネートを実践している。

## ウ 防護柵の整備支援

野生動物の侵入を防止するため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用などにより、集落が連携して実施する防護柵の設置を支援している。

また、国予算の補完対策や災害による被災防護柵の復旧などについては、県単独事業で支援している。

防護柵の設置実績 (単位:km)

| 区 分     | 累 計    | うちR4 |
|---------|--------|------|
|         |        |      |
| 国庫事業    | 4,661  | 158  |
| 県単独事業   | 1,393  | 7    |
| 市町単独事業等 | 4,948  | 246  |
| 計       | 11,002 | 411  |

## 5 野生動物の生息地の保全〔生息地管理〕

### (1) 野生動物の生息環境の整備

人と野生動物の棲み分けを図るため、県民緑税を活用した野生動物共生林整備によりバッファゾーン設置 (256 箇所) や奥山での広葉樹林の育成を進めている (H18～R4 : 5,693ha)。

### (2) 鳥獣保護区等の指定

野生鳥獣の保護のために鳥獣保護区を指定し、特に生息環境の保全が必要な区域は、特別保護地区として立木の伐採や土地の形質変更を制限している。

また、銃器による事故を防止するため特定猟具使用禁止区域 (銃器) の指定、水源地の汚染防止のため指定猟法禁止区域 (鉛弾) を指定している。

鳥獣保護区等の指定状況 (令和5年3月末現在)

| 区 分                   | 箇所数  | 面積 (ha) |
|-----------------------|------|---------|
| 鳥獣保護区                 | 86   | 38,646  |
| うち特別保護地区※             | (13) | (1,770) |
| 休 猟 区                 | 1    | 2,921   |
| 特定猟具使用禁止区域 (銃器・くくりわな) | 170  | 202,126 |
| 指定猟法禁止区域 (鉛散弾)        | 1    | 140     |
| 計                     | 258  | 243,833 |

※国指定鳥獣保護区 (特別保護地区含む) 2 箇所を含む

## 6 狩猟の適正化及び狩猟者の確保・育成

### (1) 狩猟事故の防止

狩猟取締や鳥獣保護管理員による現場での安全指導、兵庫県猟友会、県警本部と連携し安全研修会等を開催している。

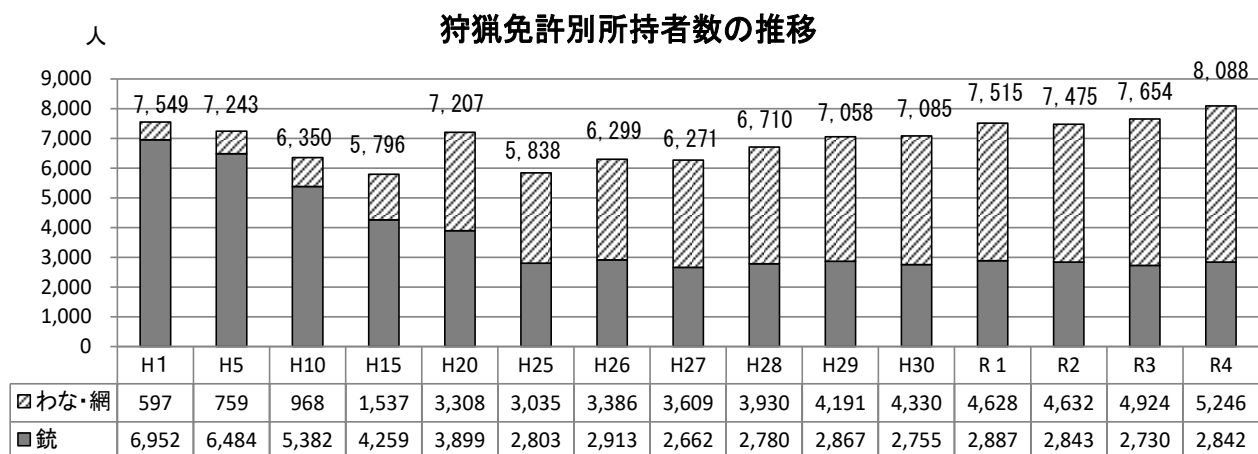
### (2) 狩猟者の確保・育成

狩猟への関心を高める体験会や免許取得のための知識を学ぶ講習会等の開催支援により、狩猟者の確保を進めている。

また、狩猟初心者を対象に狩猟知識・技術を習得する「狩猟マイスター育成スクール」や熟練狩猟者による「銃猟のマンツーマン指導」等により、狩猟後継者の育成に取り組んでいる。



狩猟マイスター育成スクール  
銃猟実習 (豊岡市内)



### (3) 『兵庫県立総合射撃場』の整備

狩猟者の高齢化が進む中、野生動物管理に関する知識や高度な捕獲技術力を持つ人材を養成するため、三木市吉川町福井の県有地に射撃技術やわな捕獲手法の研修機能を持つ施設の整備（約 12ha、わなフィールドを含めた全体約 80ha）を進めており、令和 5 年度末の施設の完成及び令和 6 年 6 月の供用開始を目指している。

現在、供用開始に向け、施設の管理運営等を担う指定管理者を公募中である。

#### ア 施設の規模等

| 区分                          | 施設内容                      |
|-----------------------------|---------------------------|
| 射撃施設                        | 約 12ha                    |
| 標的射撃<br>(ライフル・スラック<br>・空気銃) | ライフル 100m・1 面 (3 射座)      |
|                             | スラック 50m・1 面 (5 射座)       |
|                             | 空気銃 10m・1 面 (10 射座)       |
| クレー射撃<br>(トラップ・スキート)        | トラップ 3 面                  |
|                             | スキート 1 面 (トラップと併用)        |
| 管理棟                         | 1 棟 (790 m <sup>2</sup> ) |
| わなフィールド                     | 約 68ha                    |



『兵庫県立総合射撃場』  
完成イメージ図

#### イ スケジュール

| 年度         | R 元年度<br>(2019) | R2 年度<br>(2020) | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 内容<br>(予定) | 調査測量            | 基本設計<br>実施設計    | 造成工事            | 造成工事<br>建築工事    | 造成工事<br>建築工事    | 供用開始<br>(R6. 6) |

## 7 野生動物の感染症対策

### (1) 野鳥の鳥インフルエンザへの対応

冬鳥として日本に渡ってくるガン・カモ類は、腸内に A 型鳥インフルエンザウイルスを保有し、家きんの鳥インフルエンザ発生の原因とされている。



家きんへの感染リスクを軽減させるため、環境省のマニュアル等に基づき、家畜保健衛生所（姫路・朝来・淡路）において死亡・衰弱野鳥のウイルス保有検査を実施し、監視体制の強化を図っている。

**【対応レベル別の検査基準】**

| 対応レベル           | レベル1<br>通常時：未発生      | レベル2<br>警戒時：国内単発発生   | レベル3<br>国内複数発生      |
|-----------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 検査対象の死亡・衰弱野鳥の羽数 | マガモ3羽以上<br>カルガモ5羽以上等 | マガモ2羽以上<br>カルガモ5羽以上等 | マガモ1羽以上<br>カルガモ3羽以上 |

**【令和4年度の検査結果】**

県内では、回収した死亡野鳥 27 件について検査した結果、3 件が陽性であった。なお、国内での検査結果では陽性が 242 件判明している。

**(2) 野生イノシシの CSF（豚熱）への対応【令和5年10月末時点】**

令和2年4月に京都府において野生イノシシでの感染が確認されたことから、本県では、同年5月に「兵庫県野生イノシシCSF対策協議会（会長：農林水産部長、構成員：県、市町、（公社）兵庫県畜産協会、（一社）兵庫県猟友会）」を設立し、同年10月より京都府との県境や淡路島内等に経口ワクチンを散布していた。令和4年度後期からは、200 頭以上飼養する養豚場が所在する県下の市町に経口ワクチンを散布している。

また、死亡・捕獲個体の調査では、これまでに全国 34 都府県で 6,400 頭以上、本県では 23 市町で 189 頭の野生イノシシの感染が確認されており、引き続きイノシシへの豚熱感染の広がりを確認するため、狩猟者等と連携し、外傷がなく病気等で死亡したイノシシについての情報提供等、検査への協力要請を行っている。

**【経口ワクチン散布実績】**

- R4：11 市（豊岡市、養父市、朝来市、丹波市、丹波篠山市、神戸市、佐用町、姫路市、三田市、洲本市、南あわじ市）において、延べ 775 地点に散布
- R5（前期）：10 市町（豊岡市、養父市、丹波市、丹波篠山市、神戸市、佐用町、姫路市、三田市、洲本市、南あわじ市）において、延べ 340 地点に散布
- ※後期は、同 10 市町で散布予定

**8 鳥獣保護思想の普及**

動物愛護、愛鳥思想の普及を図るため、動物愛護ポスター原画コンクール、愛鳥週間ポスター原画コンクールを実施し、入賞作品は王子動物園等で展示している。

また、愛鳥モデル校の育成、傷病野生鳥獣救護病院への支援等を実施しているほか社会福祉に貢献した盲導犬、セラピー犬などを表彰している。



R5 動物愛護週間ポスター原画  
（兵庫県立三木東高等学校 3 年）



R5 有功動物表彰  
警察犬エルフ オブ ハウス ベッケン号